

事業区分番号
— —

提出日 平成28年 4月15日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

住 所 〒943-0892  
上越市寺町2-20-1  
上越市社会福祉協議会 内

団体名 上越おもちゃ病院

代表者名 松木 敏行 ㊤

電話番号

平成27年度第1回県民たすけあい基金助成事業完了報告書

下記のとおり、平成27年度第1回助成事業が完了しましたので報告します。

添付書類(社会福祉協議会は不要)

- ①平成27年度事業報告書 ②平成27年度決算書 ③その他助成事業に係わる資料等

(1)助成事業名	「上越おもちゃ病院」の修理技術向上に対する支援事業		
(2)助成金額	301千円		
(3)助成事業の担当者	氏名	渡辺 勝	住所
	電話		FAX
	携帯電話		E-MAIL joetsu_toy_hospital@live.jp
(4)助成事業の内容	● 壊れたおもちゃを原則無償で修理する「上越おもちゃ病院」を毎月定期的に開院。		
	毎月第4日曜日は、通年欠かさず、市民プラザで定例開院。さらに今年度は毎月第2日曜日も、		
	6月まで「住まいの広場」、7月から「リージョンプラザ」で新病院を開設。(年間受付〇〇件)		
	● 半年ごとの日程ポスターや広報チラシを作成、年間2回、市内の全幼稚園・保育園等に配布。		
	● ホームページやブログ等での情報発信と併せてコメントを募集、お客様との交流の場を提供。		
	2つのブログで訪問者数が倍増。(11月は「おもちゃ待合室」441人、12月は「電子カルテ」1,406人)		
	日本財団の公益サイト「GANPAN」で、情報開示レベル★★★★★(最高の5つ星)を獲得。		
	● 平成27年10月17日～18日 おもちゃドクター養成講座(実習編)、上越10名+妙高1名が受講。		
	最新おもちゃ情報や高度な修理技術を習得し、柏崎・上越・妙高との交流も実現した。		
	毎月第2木曜日は定例会を開催、修理技術の情報交換をメインに、技術向上に努めている。		
● 上越市教育委員会から後援を得て、市内小学校36校にチラシを配布、リサイクルを呼び掛けた。			

※記入内容については、県民たすけあい基金助成事業以外の目的で使用しません。



# 県民たすけあい基金 助成対象経費について

助成の対象となる経費は、申請事業を実施するにあたり必要な下記記載の「科目区分表」の範囲内の経費です。

## 【対象事業】

① 福祉分野(障害者、高齢者、子育て等)を対象とする活動
② 災害を対象とした活動
③ 地域住民が主体となった地域力向上に直結する活動 《今日的な福祉課題の解決に向けた地域(共助、互助)の対応》

## 【科目区分表】

経費項目	対象となる例・留意事項
諸謝金支出	セミナー、研修会等の講師に対する謝礼
旅費交通費支出	講師や指導者等の移動にかかる公共交通機関等の費用
事務消耗品費支出	事業に必要な事務用品等の購入経費
印刷製本費支出	資料印刷、チラシ、ポスター、報告書等の印刷経費
通信運搬費支出	郵便切手・宅配代等
会議費支出	講師や指導者等への茶菓代、昼食代等
手数料支出	金融機関振込手数料、各種証明発行手数料等
保険料支出	ボランティア保険や行事保険及びレクリエーション保険等の経費
賃借料支出	貸室や会議室の利用料や物品借用時のリース・レンタル料
車両費支出	車両燃料費(ガソリン代等)
備品購入費支出	事業に必要な機材、備品類等の購入費
	<b>事業に必要な機材、備品類等(上限価格)</b>
	次の備品は上限価格(単価)を下記のとおりとし、メーカーのカタログ、購入予定業者等の見積書を添付ください。この額を上回る場合には欄外に使用目的、必要性、機器選定理由等を具体的に明記してください。 1 パソコン 150,000円(税込) 2 プロジェクター 150,000円(税込) 3 プリンター 40,000円(税込) 4 デジタルカメラ 40,000円(税込) 5 パソコンの付属機器・ソフト等 20,000円(税込)

## 【助成対象外の事業・経費】

<p><b>■助成対象外の事業</b></p> <p>① 国又は地方公共団体から、補助金、助成金を受けている又は受ける見込みがある事業</p> <p>② 地域住民主体の福祉活動の観点から、単に「自然や環境を守るための活動」や「伝統文化の継承等の芸術・文化の活動」</p> <p>③ 緑地整備や施設の新設、増改築、修繕等の整備事業</p> <p>④ ボランティア活動以外の社会福祉事業(制度サービス)に供する備品整備事業</p> <p>⑤ 営利を目的とする団体、政治・宗教に関する活動及び事業</p> <p>⑥ 3年連続で同一内容の活動(新たな展開がない)事業</p> <p>⑦ 同一年度内に本基金から助成を受けている団体・グループからの申請事業</p> <p><b>■助成対象外の経費</b></p> <p>① 組織運営費や通常活動時の経費 (事務所等賃借料、町内会費・その他団体会費、水道光熱費、役員会の役員旅費、電話・プロバイダー料、パソコン・コピー機・事務用機器等賃借料 等)</p> <p>② 会員が講師や調査員となつて行う研修会、セミナー、調査等の会員講師等への諸謝金</p>
---